

電気料金審査専門小委員会における 指摘事項への回答について

平成27年2月25日
資源エネルギー庁

【指摘事項2】関西電力と東京電力の比較①(収益及び費用)

1

	関西電力			東京電力		
	H25年度 ①	H22年度 ②	増減率 ①/②	H25年度 ①'	H22年度 ②'	増減率 ①'/②'
1. 収益及び費用(億円)						
営業収益(売上高)	29,582	24,759	19.5%	64,498	51,463	25.3%
経常収益	30,080	25,055	20.1%	64,900	52,035	24.7%
電灯料収入	11,444	10,289	11.2%	25,382	21,678	17.1%
電力料収入	16,072	13,186	21.9%	33,814	26,287	28.6%
その他	2,563	1,579	62.3%	5,703	4,069	40.2%
経常費用	31,309	23,031	35.9%	64,468	49,324	30.7%
燃料費	11,592	3,874	199.2%	29,152	14,821	96.7%
購入電力料	5,549	3,782	46.7%	9,454	7,035	34.4%
減価償却費	2,983	3,396	-12.2%	6,256	6,556	-4.6%
修繕費	1,785	2,758	-35.3%	2,638	4,120	-36.0%
人件費	1,981	2,387	-17.0%	3,559	4,311	-17.4%
委託費	1,367	1,232	11.0%	2,242	1,849	21.3%
その他	6,049	5,598	8.1%	11,164	10,628	5.0%
経常損益	-1,229	2,024	-160.7%	432	2,710	-84.1%

※1 出典は関西電力及び東京電力の有価証券報告書。

※2 収益及び費用の金額は単位未満を切り捨てているため、合計が合わない場合がある。

	関西電力			東京電力		
	H25年度 ①	H22年度 ②	増減率 ①/②	H25年度 ①'	H22年度 ②'	増減率 ①'/②'
2. 役員報酬等の内容						
(1) 報酬等の総額(百万円)	417	1,055	-60.5%	233	865	-73.1%
取締役	300	877	-65.8%	35(※5)	700	—
監査役	62	118	-47.5%	—	98	—
社外役員	54	59	-8.5%	—	66	—
執行役	—	—	—	198	—	—
(2) 上記(1)の対象となる役員の員数(人)						
取締役	15	19	-21.1%	6(※5)	22	—
監査役	3	4	-25.0%	—	4	—
社外役員	7	7	0.0%	—	7	—
執行役	—	—	—	17	—	—
3. 従業員						
従業員数(人)	20,813	20,277	2.6%	34,689	36,683	-5.4%
平均年齢(歳)	41.70	41.10	1.5%	42.50	40.90	3.9%
平均勤続年数(年)	21.30	20.90	1.9%	22.60	20.90	8.1%
平均年間給与(円)(税込)	5,869,710	8,064,555	-27.2%	6,844,252	7,613,501	-10.1%

※1 出典は関西電力及び東京電力の有価証券報告書。

※2 東京電力は平成24年6月の定時株主総会をもって委員会設置会社へ移行している。

※3 関西電力のH25年度の役員報酬には平成25年6月の株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名に対する報酬額を含めている。

※4 関西電力のH22年度の役員報酬には平成22年6月の株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名に対する報酬額を含めている。

※5 東京電力のH25年度は執行役を兼務する取締役に対しては、取締役としての報酬を支給していないため、上記の取締役の員数には執行役を兼務する取締役の員数を含めていない。上記のうち、社外取締役4名に対する報酬等の総額は20百万円である。

※6 従業員数は就業人員であり、出向者等を除いている。

※7 平均年間給与(税込)は、両社共にH25年度は「基準外賃金を含む」旨と記載し、H22年度は「基準外賃金及び賞与を含む」旨と記載している。なお、東京電力はH22年度について、「監督若しくは管理の地位にある者を算定対象に含まない。監督若しくは管理の地位にある者を算定対象に含めた場合、8,092,275円となる。」と記載。

	関西電力			東京電力		
	H25年度 ①	H22年度 ②	増減率 ①/②	H25年度 ①'	H22年度 ②'	増減率 ①'/②'
4. 資産等						
期末契約口数(口)	13,620,616	13,497,463	0.9%	29,044,589	28,730,245	1.1%
販売電力量(億kWh)	1,404	1,510	-7.0%	2,666	2,933	-9.1%
電気事業固定資産						
期首帳簿原価(億円)	144,673	139,695	3.6%	299,418	290,140	3.2%
期首帳簿価額(億円)	36,139	37,886	-4.6%	73,795	78,717	-6.3%
長期投資(億円)	1,784	1,740	2.5%	1,046	4,508	-76.8%
株式	1,044	837	24.7%	178	3,256	-94.5%
社債・公社債・国債及び地方債	1	1	0.0%	-	0	
諸有価証券	31	31	0.0%	107	64	67.2%
その他の長期投資	707	869	-18.6%	759	1,187	-36.1%

※1 出典は関西電力及び東京電力の有価証券報告書。

※2 契約口数について、関西電力は特定規模需要及び他社販売を含めていない。東京は、特定規模需要を含めていない。

※3 販売電力量、期首帳簿原価、期首帳簿価額及び長期投資の金額は単位未満を切り捨てて掲載。

※4 東京電力のH22年度の社債等の「0」については、地方債の7百万円が計上されている。

	関西電力			東京電力		
	H25年度 ①	H22年度 ②	増減率 ①/②	H25年度 ①'	H22年度 ②'	増減率 ①'/②'
5. 生産性						
1人あたり売上高(億円)	1.42	1.22	16.40%	1.86	1.40	32.53%
1人あたり契約口数(口)	654	666	-1.69%	837	783	6.91%
1人あたり販売電力量(億kWh)	0.0675	0.0745	-9.41%	0.0769	0.0800	-3.88%
<参考>						
売上高(億円) 【再掲】	29,582	24,759	19.5%	64,498	51,463	25.3%
期末契約口数(口) 【再掲】	13,620,616	13,497,463	0.9%	29,044,589	28,730,245	1.1%
販売電力量(億kWh) 【再掲】	1,404	1,510	-7.0%	2,666	2,933	-9.1%
従業員数(人) 【再掲】	20,813	20,277	2.6%	34,689	36,683	-5.4%
6. 修繕費率						
修繕費率(%)	1.23%	1.97%	-37.51%	0.88%	1.42%	-37.95%
<参考>						
修繕費(億円) 【再掲】	1,785	2,758	-35.3%	2,638	4,120	-36.0%
期首帳簿原価(億円) 【再掲】	144,673	139,695	3.6%	299,418	290,140	3.2%

※出典は関西電力及び東京電力の有価証券報告書。

※1人あたり売上高等の生産性及び修繕費率は資源エネルギー庁が試算し、単位未満を四捨五入して掲載。

※修繕費率は期首帳簿原価に対する修繕費の比率。

■東京電力の生産性倍增委員会合理化レポート(前編 詳細版 2014年10月30日)とその項目における関西電力の取組み

注意:本資料は資源エネルギー庁が上記レポートより、以下の項目とその概要を取りまとめ、これらの項目について関西電力における取組状況の自己評価を聴取したもの。

レポートの施策項目				施策概要	関西電力の取組み
資材・工事関係	調達価格による単価削減	競争調達比率拡大	通信ケーブル工事分野の発注方法見直し	関係会社2社のみの取引に新規取引先2社を追加するとともに、発注区分を3エリアに見直し、競争を促進。	通信ケーブル工事分野においては、競争化ではなく別の施策を講じて価格低減を実現してきた。具体的には、サプライヤーとの原価低減活動(SCM活動)を通じて、仕様見直し等を行い、24年度以前に先行して21%のコスト削減を実現。更に活動を深化させ、24年度以降も7%の削減を実現。
		設備仕様・設計の見直し	変圧器分野での海外製品ベンチマーク	海外市場と当社向けの変圧器を解体調査する等、海外の電力会社の協力を得ながらベンチマークを実施。	国内における他の電力会社のベンチマークも行いながら、部材の見直しにより、約17%のコスト削減を実施。
		取引構造等の効率性向上	火力定期検査・修理分野での現場改善	元請け会社・協力会社各社より合計200項目もの「ムダ改善・効率化提案」を収集し、62項目を試験的に適用。	関係会社・協力会社各社より合計229項目もの「効率化提案」を収集し、151項目について現場改善を展開。
		取組みの加速化	地中送電66kVケーブル工事分野での発注方法の見直し	工事のパック化および発注時期限定によって、工事会社に失注リスクを付与。工事量のピークを平準化。	地中送電77kVケーブル工事分野においては、24年度以降、競争要素を取り入れた発注を実施して14%の価格低減を実現している。この取組状況は、外部(第三者)の目を活用して、業界水準と比べて遜色ないとの評価を受けている。
	設備投資計画の見直し		需給調整契約拡大等によるピーク需要の抑制	需給調整契約の拡大、スマートメーター配備後の家庭用デマンドレスポンスメニューの導入等により供給設備に係る設備投資を削減。	随時調整契約や季時別電灯PSなどのメニューを設けるとともに、各種取組みを通じてピーク需要の抑制を実施。
	リスクの再評価による調達数量の見直し		立金物補修・防水装置補修・漏水補修の省略	設備ごとの補修の必要性を再検討し、補修回避や補修時期を繰り延べ。	設備異常の発生要因、設置環境を加味して、補修時期を繰り延べ。

■東京電力の生産性倍增委員会合理化レポート(前編 詳細版 2014年10月30日)とその項目における関西電力の取組み

注意:本資料は資源エネルギー庁が上記レポートより、以下の項目とその概要を取りまとめ、これらの項目について関西電力における取組状況の自己評価を聴取したもの。

レポートの施策項目			施策概要	関西電力の取組み
需給関係	燃料価格の低減	低品位炭の導入拡大による石炭調達費用の低減	低品位炭の混炭比率向上にあたって、トライアル燃焼試験の実施により、発電設備、環境制約への適合等の影響を再確認。	舞鶴発電所の運用開始以降、瀝青炭の中でも発熱量が低く、価格優位性のある石炭を一定量調達することでコスト削減を実施。
	経済性に優れる電源の活用	石炭火力発電所における点検工程短縮による燃料費削減	既設搬出入口より大きな搬出口を新たに設置し、作業効率を向上させ、点検工程を6日短縮。	・ボイラの高圧高温部位の溶接は高い品質が要求されることから、これまではメーカの溶接士が施工していたため、その要員数から工程短縮に制約があった。そこで、同等の技量を有する人材を関係会社(協力会社)一体となって育成した結果、要員の増員等が図れ、工程を32日短縮。 ・また、H27年度の定期点検においても、昼夜作業の更なる織込み等を行うことにより、定期点検工程を18日短縮見込み。
資産売却	不動産・有価証券の売却	保有不動産の有効活用・売却の方針	遊休設備、賃貸オフィス、社宅等、時価ベースで900件、2,472億円の不動産売却目標を設定。	前回値上げ申請時(H24.11申請)、平成24年度～25年度で108件、12.8万㎡、75億円相当の土地売却に取組むことを目標とした。土地売却については平成26年度以降も継続して取組んでおり、3ヶ年(平成24年度～平成27年1月末)の実績は、231件、33.4万㎡、140億円である。
	付帯事業の整理	付帯事業における整理の全体像	当社本体の付帯事業を、継続・合理化2事業、縮小3事業、中止2事業に分類。	・東京電力さまが継続と整理された2事業「ガス供給」「蒸気供給」について、当社は、既存の発電用設備等を活用した発電事業と一体となった事業であり、黒字化が見込まれる事業のため継続。 ・東京電力さまが縮小と整理された3事業について、当社は、「不動産賃貸」については継続的かつ安定的に賃料が得られる収益事業であり、また「(海外)コンサルティング」については技術やノウハウの活用による貢献および新たに獲得した知見の積極的活用が図れる事業であり、いずれも継続。一方、「エネルギー設備サービス事業(蓄熱受託事業)」については、現在、新規の蓄熱受託を行っておらず縮小。 ・東京電力さまが中止と整理された2事業「ホームネットワーク」「給電スタンド」について、いずれも当社は行っていない。

■東京電力の生産性倍増委員会合理化レポート(前編 詳細版 2014年10月30日)とその項目における関西電力の取組み

注意:本資料は資源エネルギー庁が上記レポートより、以下の項目とその概要を取りまとめ、これらの項目について関西電力における取組状況の自己評価を聴取したもの。

レポートの施策項目			施策概要	関西電力の取組み
人件費	人件費単価削減の取組み	給与・賞与の見直し	H23年6月以降、管理職▲25%(基本年俸▲10%、業績年俸▲62%)、一般職▲20%(月例▲5%、賞与▲50%以上)の年収削減。	年収(メルマール)を平成23年度の790万円から25、26年度は660万円程度まで削減。27年度は627万円まで削減すべく努力。
		経営責任明確化のための役員報酬の返上・減額	H23年6月の定時株主総会までの間、取締役および監査役の報酬減額措置を実施。同総会において全員退任。H24年3月末には顧問制度廃止。	・役員報酬については、平成24年10月から、社内役員で平均25%の減額、25年4月からは、平均60%の減額を実施。平成27年1月からは、さらに5%程度減額幅を深掘りし、社内役員で平均65%の減額を実施。原価との差額については、平成27年度の効率化に織込み、経営全般で達成。 ・顧問報酬については、年間で1億4,000万円から4,000万円程度に減少。原価との差額については、経営全般の効率化の中で達成。
		福利厚生制度の見直し	厚生・体育施設の全廃、H26年4月から健康保険料の会社負担率引下げ(73%→52%)、持株制度の奨励金付与率引下げ(10%→0%)等を実施。	平成11年度の部分自由化以降、社宅・寮、保養所の削減等、福利厚生制度の見直しを他社に先行して実施。加えて、25年4月以降、保養所を全廃する等、一般厚生費は、東京電力(30.3万円)、全産業平均(30.7万円)を下回る水準まで削減。
子会社・関連会社への意識の浸透	協働でのコスト構造改革	東京タウンプランニングの事例(2/6)「重複業務見直しと執務箇所集中による効率化」	東京タウンプランニング(TTP)との業務重複部分の見直し等により、事業所数を全58拠点から全27拠点に削減。	関電サービスへの委託業務(共架申請の受理手続き)に関して、処理を簡素化するとともに、全44拠点あった委託拠点を1箇所に集約化。
第一線職場への意識の浸透	徹底したコスト見える化		発電コストの見える化、配電設備消耗品類のコスト見える化、事務用品消耗品在庫管理の変更によるコストダウン意識向上等を実施。	あらゆる職場において、徹底したコスト見える化を行い、常にコスト意識を喚起している。また、各職場の取組みを水平展開すべく、社内用の効率化ポータルサイトに各職場の取組みの具体例を掲載し、全社で共有している。

【指摘事項5】1. 燃料費調整制度とは

【電気料金の仕組み】

家庭向けを含む規制需要家に適用される電気料金は、

- ①将来の合理的な期間における総括原価を基に算定される料金（基本料金＋従量料金）と、
- ②それとは別に算定される料金（燃料費調整額、再エネ賦課金）

から構成される。

電気料金 = 基本料金 + 従量料金

総括原価を基に算定

± 燃料費調整額 + 再エネ賦課金

総括原価を基に算定される料金とは別に、
燃料価格の変動に応じて、月々の電気料金
に自動的に反映（増額または減額）

【燃料費調整制度とは】

○燃料費調整制度とは、燃料（原油、LNG、石炭）価格の変動に応じて、月々の電気料金を自動的に調整（増額または減額）する制度。

○事業者の効率化努力の及ばない市況や為替レートの変化の影響を外部化することによって、事業者の経営効率化の成果を明確にし、経済情勢の変化を出来る限り迅速に料金に反映させると同時に、事業者の経営環境の安定を図ることを目的とし、平成8年に導入。

【指摘事項5】2. 燃料費・購入電力料に係る論点

【燃料費調整と効率化努力】

- 効率化努力の及ばない市況及び為替レートの変動については、燃料費調整制度を通じて、月々の電気料金に自動的に反映されることとなる。
- これとは別に、事業者の効率化努力によって、(総括原価を基に算定される料金の原価としての)燃料費等を削減することが可能。

※省令(一般電気事業供給約款料金算定規則)では、電源構成変分認可制度に基づいて申請を行う事業者の基準平均燃料価格は、当初認可(総洗替による認可)を受けた料金の認可申請日の直近3ヶ月分の円建て貿易統計価格の平均値により算定することとされている。原価に織り込む価格が必然的に前回認可単価となるという趣旨ではなく、効率化努力を踏まえた適正な原価を審査することは、省令とも整合的。

これを踏まえ、以下の点を中心に審査を行うべきではないか。

- まず、今般の関西電力の申請について、燃料費調整制度の対象となっている範囲を正確に把握する必要がある。言い換えれば、増分原価(燃料費・購入電力料)のうち、どれだけが燃料価格の変動に応じて、自動変動することとなるのか、確認する必要がある。
特に、購入電力料については、どの程度、燃料価格の変動に応じて、電気料金が自動的に調整されることとなるのか。
- 燃料費調整制度の対象となっている部分については、北海道電力の申請に係る査定方針と同様、さらなる調達の効率化努力の余地がないか、確認する必要がある。特に、今般の申請が、短期間での再値上げ申請であり、需要家の負担抑制の観点から、最大限の効率化が求められること等に鑑みれば、市況・為替レートの変動幅に見合った自動補正を超えた、もう一段のコスト削減努力が求められる。
その際、燃料費については、市況が大きく変化する中で、新たな効率化努力の可能性が生じていることも考慮しつつ、いわゆるトップランナー価格をベンチマークとすることが一つの選択肢として考えられるのではないか。
- 燃料費調整制度の対象となっていない部分については、燃料価格の変動が自動的に電気料金に反映されることとはならないことに鑑みれば、昨年来の原油価格の下落を、原価に反映する必要があるのではないか。

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
(燃料費調整制度) 第21条 一般電気事業者は、第19条第2項(第20条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)、第19条の2第7項、(中略)の規定により設定した契約種別ごとの料金を、各月において、当該月の開始の日に、次項の規定により算定される基準平均燃料価格と第3項の規定により算定される実績平均燃料価格との差額(同項の規定により算定される実績平均燃料価格が、次項の規定により算定される基準平均燃料価格に1.5を乗じて得た額を超える場合にあっては、同項の規定により算定される基準平均燃料価格に0.5を乗じて得た額)に第4項の規定により算定される基準調整単価を1,000で除して得た値を乗じて得た額により、増額又は減額(以下「調整」という。)しなければならない。	
2 基準平均燃料価格は、法第19条第1項の規定により定めようとする、又は変更しようとする供給約款の認可の申請の日(第19条の2又は第19条の22の規定により第19条の2第1項各号に掲げる変動額又は第19条の22第1項各号に掲げる変動額を基に供給約款で設定する料金を算定し、かつ、法第19条第1項の変更の認可を受けた一般電気事業者にあつては、当該変更の認可を受ける前に定めていた供給約款の認可の申請の日)及び法第19条第4項の規定により変更しようとする供給約款の届出の日において公表されている直近3月分の電気事業の用に供した石炭、石油及び液化天然ガス(輸入されたものに限る。以下「燃料」という。)<u>ごとの円建て貿易統計価格(関税法(昭和29年法律第61号)第102条第1項第1号に基づく統計により認識することが可能な価格をいう。次項において同じ。)</u>の<u>平均値</u>に、電気事業の用に供する石油の1リットル当たりの発熱量(メガジュールで表した量をいう。以下同じ。)を当該燃料の1キログラム当たりの発熱量で除して得た値(石油にあっては、1)に<u>原価算定期間において電気事業の用に供する当該燃料の発熱量が当該期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和に占める割合を乗じて算定した値</u>であつて、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たもの(以下「換算係数」という。)を乗じて得た額を合計した額とする。	電源構成変分認可制度を用いて申請を行う事業者の基準平均燃料価格は、当初認可(総洗替による認可)を受けた料金の認可申請日の直近3ヶ月分の円建て貿易統計価格の平均値により算定。 ※東京………H24/1～3月 関西・九州……H24/7～9月 東北・四国……H24/10～12月 北海道………H24/12～H25/2月 中部………H25/6～8月

一般電気事業供給約款料金算定規則	概要
3 実績平均燃料価格は、調整を行う月の5月前から3月前までの期間において電気事業の用に供した燃料ごとの円建て貿易統計価格の平均値に、換算係数を乗じて得た額の合計額とする。	
4 基準調整単価は、1,000円を単位として調整すべき1キロワット時当たりの単価として、 <u>原価算定期間において電気事業の用に供する燃料ごとの発熱量の総和を電気事業の用に供する石油の1リットル当たりの発熱量で除して得た値を当該期間における販売電力量で除して得た値を基に契約種別ごとに定めた単価であって、あらかじめ、経済産業大臣に届け出たものとする。</u>	